

【対象事業活動の実績に関する評価】

令和5年度 事業経営評価

団体名	(一財)大阪市文化財協会	所管所属名	経済戦略局
-----	--------------	-------	-------

中期目標	(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。
	(2) 中期目標期間
	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間
	(3) 中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	平成25年の府市統合本部会議において整理された方向性に基づき、埋蔵文化財の発掘調査及び資料の保管・活用等の埋蔵文化財関連業務が、令和6年度末までに公益財団法人大阪府文化財センター及び本市等へ適正に継承され、当該外郭団体が整理されている状態。なお、令和6年度末までの埋蔵文化財関連業務については、継承等の状況を勘案しつつ、当該外郭団体において適切に実施できる状態を維持する。

外郭団体の自己評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価を踏まえた団体の総合的な評価	
	<p>指標Ⅰについては、一部進捗に遅れがあるものの令和6年3月末を目途に取組を進め、中期計画を着実に実行していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の継承先の決定 発掘調査に係る職員は大阪府文化財センター、保存処理に係る職員は大阪市博物館機構を継承先とし、残すは本人の意向を確認するのみとなっている。 ・残余財産必要額の算定（寄附及び建物等財産の処分費用） 想定する費用を算定し、現有財産で解散に伴う費用が不足しないことを確認した。 ・財産の整理の決定（継承・処分等） 遺物や図面・写真などは大阪市教育委員会への継承とし、大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材・備品等の財産は原則として廃棄する。 ・協会固有事業の継承先の決定 特定遺贈の事業は、大阪市博物館機構が運営する大阪歴史博物館へ継承することで調整済み。教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものについては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止する。 <p>指標Ⅱについては、共同研究員の登録者全員の継続した登録ができており、目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究員の登録者数の維持 登録者全員（7分野12名）の継続した登録が出来ており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成における活用を行った。 	
	最終目標達成見込み	最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について
	ア	<ul style="list-style-type: none"> ・指標Ⅰについては、下記項目についてそれぞれ担当者レベルでの協議、調整は進めており、おおむね方向性は示しているが、最終調整には至っていないことから未達成としているものであり、それぞれ令和6年3月末までには決定できるよう進める。 <ul style="list-style-type: none"> ○財産の整理の決定（継承・処分等） 大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材 ○協会固有事業の継承先の決定 教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するもの 来年度の取組については、遅滞なく協議、調整を進め、確実に継承できるように取り組んでいく。 ・指標Ⅱについては、発掘調査報告書作成における活用を行うとともに、新たな分野の必要性など随時検討する。また、年度更新が必要な3名については、来年度も承諾を得られるように早期に調整を進めていく。
ア：順調 イ：遅れあり ウ：計画の見直し必要		
市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価	
	<p>埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた行動計画に示した4項目のうち、2項目（人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定）について既に達成しており、残る2項目（財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定）についてもおおむね計画どおり進捗していると評価する。引き続き関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれない。</p> <p>また、共同研究員の登録者数の維持については、登録者全員の継続した登録や積極的活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められる。引き続き体制の維持に努め、目標達成に向けて取り組まれない。</p>	
	助言等及び講ずるよう求める措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）	

●最終年度の前年度【中期目標の期間を通じた評価】

外郭団体の自己評価 中期目標の期間を通じた評価 市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価を踏まえた団体の総合的な評価
	指標Ⅰについては、一部進捗に遅れがあるものの令和6年3月末を目途に取組を進め、中期計画を着実に実行していく。 ・人材の継承先の決定 発掘調査に係る職員は大阪府文化財センター、保存処理に係る職員は大阪市博物館機構を継承先とし、残すは本人の意向を確認するのみとなっている。 ・残余財産必要額の算定（寄附及び建物等財産の処分費用） 想定する費用を算定し、現有財産で解散に伴う費用が不足しないことを確認した。 ・財産の整理の決定（継承・処分等） 遺物や図面・写真などは大阪市教育委員会への継承とし、大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材・備品等の財産は原則として廃棄する。 ・協会固有事業の継承先の決定 特定遺贈の事業は、大阪歴史博物館へ継承することで調整済み。教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものについては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止する。 指標Ⅱについては、共同研究員の登録者全員の継続した登録ができており、目標を達成することができた。 ・共同研究員の登録者数の維持 登録者全員（7分野12名）の継続した登録が出来ており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成における活用を行った。
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価 埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた行動計画に示した4項目のうち、2項目（人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定）について既に達成しており、残る2項目（財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定）についてもおおむね計画どおり進捗していると評価する。引き続き関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれたい。 また、共同研究員の登録者数の維持については、登録者全員の継続した登録や積極的活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められる。引き続き体制の維持に努め、目標達成に向けて取り組まれたい。
助言等及び講ずるよう求める措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）	

対象事業活動の実績に関する評価(事業活動に関する事項)

取組一 (※分野ごとの評価)

中期計画	団体が中期計画期間中に行政目標達成に向けて取り組む具体的な内容
	・ 大阪市の埋蔵文化財行政の方針・施策に応じて、協会の行ってきた事業が解散後も継続したものとなるよう、継承先及びその方法について、より具体的な項目の検討に向けて、府市関係諸機関との継続的な協議を行うとともに、適切な継承に向けて協会の事業を整理し、令和6年度末には事業の引継ぎを完了させる。

	【計画】団体が当該事業年度に取り組む具体的な内容	【実績】団体が当該事業年度に取り組んだ具体的な内容
年度計画達成状況	<p>・ 発掘調査・報告書作成業務については大阪市教育委員会及び大阪府文化財センターに継承、うち保存処理については民間への委託、資料については大阪市教育委員会に継承、また、人材についても府市関係機関との協議により有効に引継ぎ先を求める方向性が示されている。より具体的な項目の検討に向けて、府市関係諸機関との継続的な協議を行うとともに、適切な継承に向けて当協会の事業を整理し、令和6年度末には事業の引継ぎを完了させる。また、当協会独自の事業となる特定遺贈の事業についても適切な継承先を定め引継ぎを行う。</p> <p>(行動計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の継承先の決定 ・ 残余財産必要額の算定(寄附及び建物等財産の処分費用) ・ 財産の整理の決定(継承・処分等) ・ 協会固有事業の継承先の決定 	<p>【人材の継承先の決定】</p> <p>継承先としては発掘調査に係る職員は大阪府文化財センター、保存処理に係る職員は大阪市博物館機構とした。処遇面では調整が出来ているが、対象職員の意思確定は令和6年8月までとして進めることとした。</p> <p>【残余財産必要額の算定】</p> <p>職員継承先への人件費相当額、清算法人での必要な事務経費等を算定するとともに、解散後の建物撤去費及び廃棄物処理費用についても類似例を参考にした見積り(概算)により費用を算定した。これにより解散に伴う費用を賅えることが確認できた。</p> <p>【財産の整理の決定】</p> <p>遺物や図面・写真などは大阪市教育委員会への継承とし、大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材・備品等の財産は原則として廃棄する。</p> <p>【協会固有事業の継承先の決定】</p> <p>特定遺贈の事業は、大阪歴史博物館へ継承することで調整済み。教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものについては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止する。</p>
	指標 I 埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた主要項目の進捗	
	R5	R6【最終】
目標値	4項目	4項目
実績値	2項目	
当該年度の目標達成状況	b(i) 《達成状況》 a: 目標達成: (i)取組は予定どおり実施 (ii)取組を予定どおり実施しなかった b: 目標未達成: (i)取組は予定どおり実施 (ii)取組を予定どおり実施しなかった	

指標の達成状況	B	A: 指標全部達成 B: 指標全部未達成 C: 指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	イ	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
当該事業年度の達成状況について					
外郭団体の自己評価					
・ 人材の継承先の決定 発掘調査に係る職員は大阪府文化財センター、保存処理に係る職員は大阪市博物館機構を継承先とし、残すは本人の意向を確認するのみとなっている。 ・ 残余財産必要額の算定(寄附及び建物等財産の処分費用) 想定する費用を算定し、現有財産で解散に伴う費用が不足しないことを確認した。 ・ 財産の整理の決定(継承・処分等) 遺物や図面・写真などは大阪市教育委員会への継承とし、大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材・備品等の財産は原則として廃棄する。 ・ 協会固有事業の継承先の決定 特定遺贈の事業は、大阪歴史博物館へ継承することで調整済み。教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものについては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止する。					
最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について					
下記項目についてそれぞれ担当者レベルでの協議、調整は進めており、おおむね方向性は示しているが、最終調整に至っていないことから未達成としているものであり、それぞれ令和6年3月末までには決定できるよう進める。 ・ 財産の整理の決定(継承・処分等) 大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材 ・ 協会固有事業の継承先の決定 教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するもの 来年度の取組については、遅滞なく協議、調整を進め、確実に継承できるように取り組んでいく。					

中期計画に対する進捗状況【当該事業年度】	イ	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」	「様式1: 中期目標③」に対する取組の有効性	A	A: 有効であり、継続して推進 B: 有効でないため、取組を見直す
「外郭団体の自己評価」に対する審査結果					
市の審査					
行動計画に示した4項目のうち、人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定については既に達成しているが、財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定については最終調整まで至っていないことから当該事業年度における達成状況として団体の評価は妥当である。引き続き関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれた。					
「中期目標」達成の視点からみた審査結果					
行動計画に示した4項目のうち、2項目(人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定)について既に達成しており、残る2項目(財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定)についてもおおむね計画どおり進捗していると評価する。引き続き関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれた。					

●最終年度の前年度【中期目標の期間を通じた評価】										
中期計画達成状況	指標 I	埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた主要項目の進捗								
		R5	中期計画 進捗率	R6【最終】	中期計画 進捗率					
	目標値	4項目	50.0%	4項目	100.0%					
	実績値	2項目	25.0%		%					
中期計画期間における具体的な取組内容（実績）										
<p>【人材の継承先の決定】 継承先としては発掘調査に係る職員は大阪府文化財センター、保存処理に係る職員は大阪市博物館機構とした。処遇面では調整が出来ているが、対象職員の意思確定は令和6年8月までとして進めることとした。</p> <p>【残余財産必要額の算定】 職員継承先への人件費相当額、清算法人での必要な事務経費等を算定するとともに、解散後の建物撤去費及び廃棄物処理費用についても類似例を参考にした見積り（概算）により費用を算定した。これにより解散に伴う費用を賄えることが確認できた。</p> <p>【財産の整理の決定】 遺物や図面・写真などは大阪市教育委員会への継承とし、大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材・備品等の財産は原則として廃棄する。</p> <p>【協会固有事業の継承先の決定】 特定遺贈の事業は、大阪歴史博物館へ継承することで調整済み。教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものについては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止する。</p>										
外郭団体の自己評価	指標の達成状況	B	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成		中期計画に対する進捗状況 【中期計画期間】	イ	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」			
	<p>中期計画期間の達成状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の継承先の決定 発掘調査に係る職員は大阪府文化財センター、保存処理に係る職員は大阪市博物館機構を継承先とし、残すは本人の意向を確認するのみとなっている。 ・残余財産必要額の算定（寄附及び建物等財産の処分費用） 想定する費用を算定し、現有財産で解散に伴う費用が不足しないことを確認した。 ・財産の整理の決定（継承・処分等） 遺物や図面・写真などは大阪市教育委員会への継承とし、大阪市博物館機構に継承する保存処理に係る機材については令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外の機材・備品等の財産は原則として廃棄する。 ・協会固有事業の継承先の決定 特定遺贈の事業は、大阪歴史博物館へ継承することで調整済み。教育・普及事業のうち講演会など大阪市教育委員会及び大阪歴史博物館へ継承するものについては令和6年3月末までに詳細を決定できるよう進め、それ以外は廃止する。 									
市の審査	中期計画に対する進捗状況 【中期計画期間】	イ	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」		「様式1：中期目標③」 に対する取組の有効性	A	A：有効であり、継続して推進 B：有効でないため、取組を見直す			
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果									
	<p>行動計画に示した4項目のうち、人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定については既に達成しているが、財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定については最終調整まで至っていないことから当該事業年度における達成状況として団体の評価は妥当である。引き続き関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれない。</p> <p>「中期目標」達成の視点からみた審査結果</p> <p>行動計画に示した4項目のうち、2項目（人材の継承先の決定、残余財産必要額の算定）について既に達成しており、残る2項目（財産の整理の決定、協会固有事業の継承先の決定）についてもおおむね計画どおり進捗していると評価する。引き続き関係先と調整・協議を行い、令和6年3月末までに確実に詳細を決定するよう取り組まれない。</p>									

対象事業活動の実績に関する評価(事業活動に関する事項)

取組一2 (※分野ごとの評価)

中期計画	団体が中期計画期間中に行政目標達成に向けて取り組む具体的な内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究員制度を有効に用い、協会が行う埋蔵文化財の調査・報告書作成の質の維持・向上、また、これまで蓄積してきた成果・資料・技術をつなげていく。

年度計画達成状況	【計画】団体が当該事業年度に取り組む具体的な内容	【実績】団体が当該事業年度に取り組んだ具体的な内容		
	<ul style="list-style-type: none"> ・現在登録されている研究員及びその所属先に対し、登録の継続のための手続を行い体制の維持に努める。(7分野12名：考古学 5名、古代史(文献史)・建築史・動物(考古)学・形質人類学・植物学 各1名、堆積学または自然地理学 2名) ・発掘調査現場・報告書作成の各場面において積極的に共同研究員としての活用を行う。 ・制度の運用に際して、実績や活用状況の検証を行い、不備があれば制度の改善や規定の見直しを行う。 ・新たに調査が予定される遺跡の内容により、現在の共同研究員により補えない部門などが生じた際は新規登録を行うことも考慮し柔軟に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在登録されている7分野12名の研究員及びその所属先に対し、登録の継続手続は一旦終了しており、全員の承諾を得ている(うち、9名は中期計画期間終了までの承認を得ており、3名は1年毎の更新として令和6年3月31日まで承認を得ている。 ・令和5年も発掘調査現場に招へいするとともに、発掘調査報告書作成の際に、当該専門分野での助言等を得るなど活用を行った。 ・現状では、制度の不備等は見当たらず、また新たな部門での登録の必要性はないと考えている。 		
	指標Ⅱ	共同研究員の登録者数の維持		
		R5	R6【最終】	
	目標値	12名	12名	
実績値	12名			
当該年度の目標達成状況	a(i)	《達成状況》 a：目標達成：(i)取組は予定どおり実施 (ii)取組を予定どおり実施しなかった b：目標未達成：(i)取組は予定どおり実施 (ii)取組を予定どおり実施しなかった		

指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
当該事業年度の達成状況について					
昨年度から登録者全員(7分野12名)の継続した登録ができており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成における活用を行った。					
最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について					
発掘調査報告書作成における活用を行うとともに、新たな分野の必要性など随時検討する。 また、年度更新が必要な3名については、来年度も承諾を得られるように早期に調整を進めていく。					

中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」	「様式1：中期目標(3)」 に対する取組の有効性	A	A：有効であり、継続して推進 B：有効でないため、取組を見直す
「外郭団体の自己評価」に対する審査結果					
昨年度から登録者全員の継続した登録ができており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成などへの活用も行われたため、達成したとする団体の自己評価は妥当である。					
「中期目標」達成の視点からみた審査結果					
登録継続のための手続を実施済みであり、また、共同研究員を発掘調査現場に招へいして専門分野での助言等を得るなど、積極的活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められる。引き続き体制の維持に努め、新規分野を登録する必要性が出てきた場合は柔軟に対応するなどして、目標達成に向けて取り組まれない。					

●最終年度の前年度【中期目標の期間を通じた評価】

中期計画達成状況	指標Ⅱ	共同研究員の登録者数の維持										
		R5	中期計画 進捗率	R6【最終】	中期計画 進捗率							
	目標値	12名	—	12名	—							
	実績値	12名	—		—							
中期計画期間における具体的な取組内容（実績）												
<p>・現在登録されている7分野12名の研究員及びその所属先に対し、登録の継続手続は一旦終了しており、全員の承諾を得ている（うち、9名は中期計画期間終了までの承認を得ており、3名は1年毎の更新として令和6年3月31日まで承認を得ている。</p> <p>・令和5年も発掘調査現場に招へいするとともに、発掘調査報告書作成の際に、当該専門分野での助言等を得るなど活用を行った。</p> <p>・現状では、制度の不備等は見当たらず、また新たな部門での登録の必要性はないと考えている。</p>												

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【中期計画期間】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」
	中期計画期間の達成状況について					
<p>昨年度から登録者全員（7分野12名）の継続した登録が出来ており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成における活用を行った。</p>						

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【中期計画期間】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」	「様式1：中期目標(3)」 に対する取組の有効性	A	A：有効であり、継続して推進 B：有効でないため、取組を見直す
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果					
	<p>昨年度から登録者全員の継続した登録が出来ており、発掘調査現場や発掘調査報告書作成などへの活用も行われたため、達成したとする団体の自己評価は妥当である。</p>					
	「中期目標」達成の視点からみた審査結果					
<p>登録継続のための手続を実施済みであり、また、共同研究員を発掘調査現場に招へいして専門分野での助言等を得るなど、積極的活用ができており、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財関連業務を実施できる体制を維持しているものと認められる。引き続き体制の維持に努め、新規分野を登録する必要性が出てきた場合は柔軟に対応するなどして、目標達成に向けて取り組まれない。</p>						